

川崎市感染症発生動向調査情報の市民提供要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市内で流行している感染症の情報を市民に提供することにより、感染症に対する予防意識の啓発を図り、感染症のまん延を防止し、市民の健康保持に寄与することを目的とする。

(対象疾病及び提供情報)

第2条 この要綱の対象疾病は、感染症発生動向調査事業で流行情報の収集、分析を行っている疾病とする。

2 市民に提供する情報は、健康福祉局健康安全研究所（以下「健康安全研究所」という。）が収集、分析した感染症発生動向調査情報（以下「発生動向調査情報」という。）とする。

(実施者)

第3条 この要綱の実施者は、健康福祉局保健医療政策部（以下「保健所」という。）、各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「各保健所支所」という。）及び健康安全研究所とする。

(業務の分担及び情報の提供方法)

第4条 健康安全研究所は、毎週月曜日から日曜日までに市内で発生した発生動向調査情報を「今、何の病気が流行しているか！（市民情報）」（以下「市民情報」という。）として作成し、保健所及び各保健所支所に送付するとともに、ホームページ等により公開し、広く市民等へ提供する。

2 市民情報については、保健所は庁内関係部署等へ送付し、各保健所支所は掲示板等に掲載することで、市民等へ提供するものとする。

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年11月1日より施行する。
- 2 この改正要綱は、平成9年4月1日より施行する。
- 3 この改正要綱は、平成10年4月1日より施行する。
- 4 この改正要綱は、平成11年4月1日より施行する。
- 5 この改正要綱は、平成16年4月1日より施行する。
- 6 この改正要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 7 この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 8 この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 9 この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 10 この改正要綱は、令和5年10月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。